

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第三項中ハ及びニを削り、ホをハとし、その次に次のように加える。

ニ 高精度万能材料試験機（一〇〇キロニュートン）	一時間	一、七一〇円
ホ 高精度万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	一時間	一、四九〇円

別表第一第一号の表第三項中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第四項中ニを削り、ホをニとし、へからヲまでをホからルまでとし、同表第五項中ロを削り、ハをロとし、ニからチまでをハからトまでとし、リを削り、ヌをチとし、ルからムまでをリからナまでとし、ウを削り、ヰをラとし、ノからクまでをムからヰまでとし、ヤを削り、マをノとし、ケをオとし、フを削り、コをクとし、エからアまでをヤからケまでとし、同表第八項中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タを削り、レをヨとし、ソをタとし、同表第九項中ワを削り、カをワとし、ヨをカとし、タを削る。

(2) 万能材料試験機による強度試験		試験機による強度試験	試験機によるもの	試験機によるもの	試験機によるもの	試験機によるもの
一〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	一項目	三、一一〇	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、九一〇
一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	一項目	三、二三〇	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、二三〇

別表第二第一号の表第二項中

(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	(3) 衝撃試験		の試験機に よるもの
				式試験機に よるもの	シャルピー 式試験機に よるもの	
一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一測定 一試料	一測定 一試料	一測定 一試料	一、一〇〇円
一、〇七〇	八五〇	七五〇	七一〇	二、七一〇		

円	円	円	円	円
を				
(4) 衝撃試験	(3) 高精度 万能材料 試験機に よる強度 試験	(2) 万能材 料試験機 による強 度試験	の試験機に よるもの	
			二〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの	一〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの
式試験機に	の試験機に よるもの	の試験機に よるもの	の試験機に よるもの	の試験機に よるもの
一測定	一項目	一項目	一項目	一項目
一、一〇〇円	四、〇八〇円	四、一三〇円	三、一一〇円	八一〇円

に改め、同表第

円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(8) 滑脱抵抗力試験	(7) 摩耗強さ試験	(6) 引裂強さ試験	(5) 硬さ試験	よるもの	
				式試験機に よるもの	アイゾット よるもの
一項目	一項目	一項目	一測定	一試料	一試料
一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円		二、七一〇円

七項中

(9) 精密研磨器による調製	三〇分	二、六一〇円
----------------	-----	--------

を

(10) 平面ミよる調製	(9) 精密研
--------------	---------

磨器による調	三〇分	二、六一〇円
リング装置に	一試料	九一〇円

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。